

容器入りガソリン等の販売時は、本人確認等のご協力をお願いします。

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災においては、ガソリンが使用され、多くの死傷者を出しました。容器入りのガソリン等（ホワイトガソリンや混合燃料油など）を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客に対し、右に掲げる事項についての確認をいただくようお願いします。



❗言動に不審な点を感じた場合

～110番に通報し、以下の内容を伝えてください～

- (1)発生事案 不審者がいたことを伝える
- (2)発生時刻 通報の〇分前など
- (3)発生場所 販売店舗の住所、名称を正確に
- (4)目撃内容 通報に至った不審者について詳しく
 - ・氏名、住所、使用目的の確認拒否
 - ・勝手に自分で詰替しようとした 等
- (5)不審者の情報
 - ・人物像（販売、年齢、服装、背格好、人数）
 - ・不審者の販売記録（過去のもの含む）の情報（氏名、住所等）
 - ・車両等（車種、色、ナンバー、立ち去った方向）
- (6)通報者の情報 通報者の氏名、住所、連絡先等



下北地域広域行政
事務組合消防本部



顧客の本人確認

運転免許証やマイナンバーカードの提示を求め本人確認を行う。過去に本人確認を行った方や継続的な取引のある顧客については省略することが出来ます。



使用目的の確認

販売する際、顧客に対し、使用目的の問いかけを行う。「農業機械器具用の燃料」「ガソリンランタンの燃料」等具体的な確認をするようお願いします。



販売記録の作成

上記の確認を行うとともに、販売日、顧客の氏名、住所、本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安に保存してください。